

阿見町 農業委員会だより

第1号

発行者
阿見町農業委員会
編集者
編集委員会

茨城県稻敷郡阿見町中央一丁目1番1号
電話 029-888-1111
E-mail:nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

農業体験の収穫作業（鈴木地区のトウモロコシ畑）

農業委員会だより発行あいさつ

農業委員会だよりの第1号の発行につきましてごあいさつ申し上げます。

昨年の農業経済事情は相変わらず低迷しており、コメの価格はコメ余りの減少で価格が下落し、さらに主食用米から加工用米・政府備蓄米・飼料用米に転換するなどの施策が取られ、米の支払直接交付金も半額に減額されています。

このような中で農業者の高齢化も進み離農を余儀なくされている農家もあります。特に当町は畠地が多く基盤整備事業が行われていないため形状が悪く狭小の畠や袋地の畠、また相続で取得した不在地主の農地もあり、地主が管理できない農地が増えて遊休農地が年々多くなっているのが現状です。

このため、農業委員会では町内の農地全ての現状把握のため1筆ごと歩いて調査をしています。これらを基に昨年から発足した農地の貸し借りについての支援を行う「茨城県農地中間管理機構」による農地中間管理事業の利用には、地域に対する支援（地域集積協力金）や個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）があり、是非利用して頂きたい事業です。

窓口は農業委員会で行っています。

これらは農地を守るために、「農地の貸し借り」の流動化対策が大切な事業になってきています。農業委員会の発行する「農業委員会だより」で様々な情報を伝えたいと思います。今後も農業委員会の事業に尚一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

阿見町農業委員会会长 山崎久司



農地を転用するには農地法の許可が必要です

○ 農地転用許可

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用許可が必要です。一時的な利用であっても許可が必要です。許可を得ずに転用行為を行った場合は、農地法違反で処罰されますのでご注意ください。处罚…個人においては三年以下の懲役または三百万円以下の罰金、法人においては一億円以下の罰金

また、社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。さらに60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる認定農業者で青色申告者、及び家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者であれば国から月額最高1万円の保険料補助があります。老後生活の備えになりますので、ご加入の検討をお願いします。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。保険料の額は、2万円から6万7千円まで自由に決められます。

また、社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。さらに60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる認定農業者で青色申告者、及び家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者であれば国から月額最高1万円の保険料補助があります。老後生活の備えになりますので、ご加入の検討をお願いします。

農地からの砂ぼこりを減らしましょ!!

編集後記

総会等の日程

● 許可申請受付期間	毎月10日から14日
● 現地調査	毎月24日
● 総会	毎月25日

※右の期間が休日の場合は変更になります。

編集委員会	
委員長	吉田 勉
藤中 鈴	阿見町農業委員会事務局
平山 木	029-888-1111
清菊	内線番号 184・185
子進次	

【お問合せ先】

阿見町農業委員会事務局

029-888-1111

内線番号 184・185

吉田 勉

○ 農業者年金制度

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。保険料の額は、2万円から6万7千円まで自由に決められます。

また、社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。さらに60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる認定農業者で青色申告者、及び家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者であれば国から月額最高1万円の保険料補助があります。老後生活の備えになりますので、ご加入の検討をお願いします。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。保険料の額は、2万円から6万7千円まで自由に決められます。

また、社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。さらに60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる認定農業者で青色申告者、及び家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者であれば国から月額最高1万円の保険料補助があります。老後生活の備えになりますので、ご加入の検討をお願いします。

これから、風が強くなる季節になります。毎年、春先になると強風が生じ、畠からの砂ぼこりが通行人を悩ませている状況です。このため、砂ぼこりを減少させるために町農業委員会では麦の種を配布しています。また、発芽した麦を鋤き込むことにより緑肥として農地に力を与える効果もありますので、皆さんも蒔いてみませんか。

来年の種の受付は、4月に申込書を配布しますので考えてみてください。

播種の時期は、11月頃が適しています。播種後、ロータリーで表土を攪拌（約3cmから5cm位）して下さい。

7月頃に、かすみ農協各支店で配布します。※申し込まれた方には、配布日時を通知します。

今、田畠・山林環境をよみがえらそと、町内の各地区で、農村環境保全の団体が立ち上げられ、景観をよみがえらせるだけではなく、農地の恵み、偉がついたのかと想像し、ワクワクする季節もあります。

今、田畠・山林環境をよみがえらそと、町内の各地区で、農村環境保全の団体が立ち上げられ、景観をよみがえらせるだけではなく、農地の恵み、偉がついたのかと想像し、ワクワクする季節もあります。

でも、花蜜を待つ「めじろ」、梅の小さな膨らみに早春の息吹を感じる。ひと昔前、こんな風景がもつと濃く広がっていたのかと想像し、ワクワクする季節もあります。

新規就農者が、少数ながら増えている市もあり、私達も精進しなければいけないと意気込んでいます。

大さを後世に伝える大事な歩みが始まっています。

小さな膨らみに早春の息吹を感じる。ひと昔前、こんな風景がもつと濃く広がっていたのかと想像し、ワクワクする季節もあります。

</div